

令和3年度経営事項審査及び入札参加資格審査の申請等に係る質問事項

	質問事項	回答
1	<p>項番52、53、54について 登録経理講習を受講した者が対象とありますが、令和2年度に実施された講習は仙台、東京、大阪が会場であり、新型コロナ渦の中受講することは困難です。 5年以内に受講できていない者と、5年以内に合格した者で差が出てしまうのは不公平ではないでしょうか。</p>	<p>1級・2級経理士の講習受講について、経過措置があります。 平成28年度以前の合格者であっても令和5年3月末までの間は経審上の評価対象となります。 ※このことについて別紙の記載から漏れておりました。</p>
2	<p>様式第5号 技能者名簿について CCUSを導入していない会社でも作成が必要でしょうか。</p>	<p>CCUSを導入されていない場合、「レベル向上者数」が会社全体で0人となりますので、その際は様式第5号の作成、添付は不要です。ただし、「その他の審査項目(社会性等)」項番61の「技術者数」には記入をお願いします。 なお、様式第4号も同様の取扱いとし、項番62の「技能者数」には記入をお願いします。</p>
3	<p>別紙2項番61について CPD単位取得技術者は「2級技士補」の者もCPD取得数のカウントは可能ですか。</p>	<p>2級技士補についてもカウント可能です。 なお、2級技士補であることがわかる書類等も併せて持参してください。</p>
4	<p>CCUSにおける技能者レベル判定について 例えば3年以内に判定してもらい、レベル4になりました。その後3年過ぎた場合は控除対象になるようですが、レベル4になったら経営事項審査で評価されなくなるということですか。</p>	<p>「その他の審査項目(W点)」においてはレベルが向上した技能者数を評価するため、レベル4と判定を受けてから3年が経過すると技能者点の計算から控除されます。 なお、技術者としての評価(資格コード:704)については、3年経過後も引き続き加点となります。</p>